

「男女共同参画の推進に関すること」を「行政経営部」の
事務分掌に位置付けることを求める請願

(要旨)

市は平成 28 年 9 月定例会に市組織の再編に関する条例を提出しています。これにより「男女共同参画の推進に関すること」は新たに設置された「市民協働部」に位置づけられることとされていますが、男女共同参画施策推進には総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能が求められるので「行政経営部」に位置づけることを求めます。

(理由)

平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」の前文では、「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。」と経緯と課題を述べ、「このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」とし、その推進のため、内閣府に、男女共同参画会議が設置されました。

また、第 3 次男女共同参画基本計画では、担当大臣をはじめとする推進体制について「男女共同参画社会の形成を総合的に推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映する観点から内閣又は内閣府に置かれ」、「今後も、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下で、総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等を最大限に発揮するとともに、その機能・体制を更に強化する。」こととされています。

一方、地方公共団体については同法 9 条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされました。

顧みますと、旧飯塚市においては、市民女性の願いが受け入れられ、1985（S60）年に「婦人担当」が設置されましたが、その部署は教育委員会社会教育課でした。「担当部局を企画部局に設置して欲しい」と言う私たちの何回かにわたる要請活動が実り「参画推進課」が、「企画調整部」に位置づけられたのは、2003（H15）年のことです。

この後、旧飯塚市男女共同参画推進条例は、2006（H18）年の 1 市 4 町合併により失効後、新たに「飯塚市男女共同参画推進条例」2007（H19）年が制定されそれに基づき「飯塚市男女共同参画プラン」（H19 年度—H28 年度）の前期計画の見

直しを経て、2013（H24）年に後期計画が策定されました。

現在、男女共同参画推進課においては、前年度の進行管理と並行して「第2次男女共同参画プラン」（H29）策定に向け尽力されています。

飯塚市においても「飯塚市男女共同参画プラン」に基づき市長を本部長とする庁内推進体制を構築すると共に、昨年は、飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正がなされ、（組織）のなかに「～女性の管理職のうち本部長が指名する者をもって充てる。」という文言が加わることにより、女性管理職からの声を本部会議の場に直に届けることができるようになるなど一定の成果がみられていますが、一方で管理職や審議会への登用率など十分な成果が達成されていない点多々あります。

このような状況の中、今回市が示した組織の再編案では、「男女共同参画の推進に関すること」は、「市行政の総合企画及び調整に関すること」を担当する「行政経営部」ではなく、「市民協働部」の事務分掌とされており、これまで「企画調整部」が担ってきた男女共同参画社会の実現に向けた総合的な企画立案機能、横断的な総合調整機能、監視機能、影響調査機能等の発揮ができない恐れがあると考え、「行政経営部」の事務分掌として頂くよう本請願を提出するものです。

平成28年9月13日

飯塚市議会議長 鯉川 信二 様

請願者



紹介議員

佐藤 清和
梶原 健一
兼本 芳雄
江口 徹
川上 直喜
宮嶋 つや子